

【諮問第77号】

10川個審第11号

平成10年10月5日

川崎市教育委員会

委員長 布川光明様

川崎市個人情報保護審査会

会長 藤原淳一郎

個人情報閲覧等請求に対する拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成9年5月19日付け9川教庶第161号をもって川崎市教育委員会委員長から諮問のありました個人情報閲覧等請求にかかる不服申立ての審査について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

不服申立人が行った、川崎市立小学校（以下「市立小学校」という。）における学校事故（平成7年6月14日）に関する教育委員会（以下「実施機関」という。）総務部担当者が作成した記録すべて（7川教庶第696号を除く。）についての閲覧等請求に対する拒否処分は妥当である。

2 不服申立ての趣旨

不服申立人は、平成9年3月3日付けで、川崎市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第17条の規定により、実施機関に対して、平成7年6月14日市立小学校で発生した「学校事故」に関する「総務部担当者が作成した記録すべて（7川教庶第696号を除く。）」に係る個人情報の記録の閲覧および写しの交付の請求（以下「本件請求」という。）を行った。実施機関は、平成9年3月17日付けで、「請求に係る個人情報の記録が存在しないため。」という理由により、本件請求を拒否する処分（以下「本件処分」という。）を行った。これに対して、不服申立人は、平成9年5月12日付けで、実施機関に対して、「対象情報が『不存在』とされたことは不当かつ不自然であり、また不存在理由の付記もなく、これでは到底納得できず、十分な検証と説明を求めたい。」との理由により、本件処分の取消しを求めて不服申立てを行ったものである（当審査会諮問第77号事件）。

3 不服申立人の主張要旨

実施機関の賠償担当主査は、平成7年8月28日及び同年11月7日に不服申立人宅を訪れ、直接加害行為をなした人が、学校側が前日にも注意していたことを根拠として有責であると言明している。

また、この内容は法律相談の結果と言って文書を読み上げたこともあるし、回議書に記録され永年保存されるという説明を受けたこともある。

実施機関は、本件請求文書は回議書に転記したので不必要になり、廃棄したと主張するが、どこを探しても転記はされていない。

故に、処分理由説明書には事実と相違することが処分理由とされており、納得できるものではない。

4 実施機関の主張要旨

不服申立人は、平成7年8月28日の聞き取り調査の際に担当者が記録したもの、平成7年11月7日に担当者が不服申立人に調査結果を伝えた際に持っていたファイル、同日、担当者が不服申立人宅で読み上げていった文書、の三点の存在を主張している。

は、事故の事実を調査し国家賠償法上の責任の所在を明確にする聞き取りのために同日不服申立人宅を訪れた際、担当者が不服申立人の発言をメモしたものを示していると思われる。

は、担当者が調査結果についての説明のために同日不服申立人宅を訪れた際、担当者の手元にあった備忘録のつづりを示していると思われる。

は、市の責任について弁護士に法律相談した際に持参した事故内容メモ（回議書7川教庶第696号に転記）に、担当者が弁護士の見解を走り書きしたものを示していると思われる。

以上のように、これら三点は、いずれも、担当者が不服申立人との対応の中で個人的に作成したメモであって、回議書（7川教庶第696号）の作成転記や不服申立人への説明などの目的達成後は不要となったため、不必要な個人情報は保持しないという観点から、これらを実施機関として保管管理する処置はとらなかった。

したがって、実施機関の下に本件請求に係る個人情報の記録は存在しておらず、請求に応じることは不可能であるので、拒否処分決定をしたものである。

実施機関が本件処分を取り消しても、不服申立人が閲覧等を受けることは不可能であるから、不服申立人は本件処分の取消しを求める法律上の利益を有しない。

適法に不服申立てをなし得るためには、具体的に申立ての利益を有している必要があるが、上記のとおり、本件不服申立ては申立ての利益がなく、不適法である。

5 審査会の判断

本件における争点は、平成7年8月28日の聞き取り調査の際に担当者が記録したもの、平成7年11月7日に担当者が不服申立人に調査結果を伝えた際に持っていたファイル、同日、担当者が不服申立人宅で読み上げていった文書、の三点が「公文書」として存在するかにある。

実施機関は、これらの文書は、いずれも担当者が不服申立人との対応のなかで個人的に作成したメモで、回議書（7川教庶第69号）に転記したので、当該メモは処分し、存在しないという。

これに対して不服申立人は、メモの内容は回議書に転記したというが、その内容は回議書とは異なるもので、メモが存在するはずであると主張する。

本件における実質的な争点は、上記の「メモ」が存在するかにある。

この点、実施機関からの事情聴取の結果および不服申立人の意見陳述を総合して判断すると、上記「メモ」の存在を認めるに足りる事情は窺えない。

したがって、本件不服申立ては理由がないものと判断せざるをえない。